

5. 授業科目履修要項

(1) 卒業に必要な単位数

学科	区分	総合科目	基盤科目	コース科目	計
現代教養学科		9 以上	8 以上	2 以上	64

学科	区分	教養科目	専門科目	計
食物栄養学科 (栄養士免許に必要な単位数)		16 (16)	48 (62)	64 (78)

学科	区分	教養科目	専門科目	計
幼児教育学科 (保育士資格に必要な単位数)		6 (8)	58 (60)	64 (68)

本学を卒業するには、2年間以上在学し、上表の単位数を修得しなければならない。

なお、各学科の授業科目の単位数については、「6. 教育課程」を参照すること。

① CAP 制

卒業要件となる科目の履修登録上限単位数は、原則として年間 48 単位である。

CAP 制は、履修登録できる単位数を制限することにより、学修時間を確保できるように設けられている。

(2) 卒業資格を得るための履修方法

授業科目は、必修科目、選択科目に分けられ、単位数が定められている。教育課程に示す必修単位を含め、卒業に必要な単位数（前掲）を修得した者は卒業資格が得られる。ただし、必修単位が、1 単位でも修得できていないときは、合計単位数が卒業に必要な単位数以上あっても卒業資格が与えられないので注意すること。

① GPA について

本学では、GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。以下に示すことを十分理解しておくこと。

ア. GPA の意味と活用

- ・ GPA の値とは、自分の成績を数値化したものである。学期や学年毎の GPA や入学からの通算の GPA を比較することで、自らの学修成果の推移を知ることができる。
- ・ GPA の値には、不可の評価、放棄の評価を受けた科目についても計算に組み入れられる。したがって、開講期間の半ばで授業参加をやめた場合などは低い値となる。
- ・ 卒業判定に活用する。基準は、原則 1.0 以上とする。
- ・ 各種奨学金の受給審査や学業成績に関する学長褒賞の受賞者決定のために活用する。

イ. 判定基準

- ・ GPA は、下記の基準に基づいて評価した成績の GP (Grade Point) に各科目の単位数を掛けて合計し、履修登録した科目の単位数の合計で割った、1 単位あたりの GP 平均値 (Average) である。

成績評価のための判定基準

判定	評価	評点	GP	内容
合格	秀	100 ~ 90	4	特に優れた成績
	優	89 ~ 80	3	優れた成績
	良	79 ~ 70	2	良好な成績
	可	69 ~ 60	1	合格と認められる成績
不合格	不可	59 以下	0	不合格
	放棄	—	0	放棄
認定	認定	—	—	他大学等で修得した科目を認定した場合

ウ. GPA の計算式

- ・ $GPA = (\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) \div \text{総履修登録単位数}$
- ・ 計算式の分母が「総履修登録単位数」となっていることから分かるように、不合格科目が多ければ、それだけ GPA が低くなる。

エ. GPA 対象科目

- ・ GPA の対象となる科目は、各学科が規定する卒業要件に係わる授業科目とする。但し、他大学等で修得した単位で、本学の単位として認定された授業科目等は、GPA の対象とはしない。また、履修取消期間内に科目登録を取消した科目は GPA の対象とならない。

② 科目ナンバリング

すべての科目にはアルファベットと数字を用いたナンバーが付けられている。授業科目の学修段階や順序等の体系性を明示するための科目ナンバリングは、レベルや専門を勘案して授業科目を履修する際の目安となる。

(3) 履修登録

履修登録は授業を履修するために行うものである。

履修登録は、前期・後期の当初にそれぞれ定める履修登録期間に行う。前期並びに1・2クォーターに履修する科目は4月の履修登録期間に、後期並びに3・4クォーターに履修する科目は9月の履修登録期間に登録すること（但し通年科目は4月に登録する）。

この履修登録は、学修の基礎となる最も重要な手続きとなる。学生の受講する授業の権利が確認されるための意思表示であり、単位の認定を受けるために履修科目を登録し、卒業要件単位数を充足できるように重点をおくこと。

したがって、指定の期日までにこの登録を怠れば、その学期における受講の権利を放棄したことになる。

① 再履修

単位を修得できなかった科目については、再履修できる。ただし、必修科目以外の科目にあつては、他の科目に選択替えしてもよい。

② 履修取消

履修取消を希望する場合、各期の授業開始後、所定の履修取消期間に教務部に願い出なければならない。

履修取消期間は掲示により公示する。また、**指定期間以外の履修取消はできない。**

必修科目は、原則取消できない。また、履修取消の際は、卒業要件単位数等に十分注意して行うこと。

(4) 公欠席・欠席

欠席する場合、「公欠願」「欠席届」「長期欠席届」と併せてこれを客観的に証明し得る関係書類を提出すること。

- ① 忌引 父母：7日間、祖父母又は兄弟姉妹：3日間、おじおば、曾祖父母：1日間
- ② 学校保健安全法に定める感染症
- ③ 災害及び交通機関の運休・遅延等
- ④ 単位認定を伴う実習
- ⑤ 裁判員としての任務を果たす場合
- ⑥ 短期大学が認める公式戦又は行事等への参加
- ⑦ 短期大学が認める地域貢献活動
- ⑧ その他学長が認めた事由

(5) 定期試験、追試験及び再試験

授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して授業科目担当者が所定の単位を与えることになる。この場合の試験には、定期試験又はこれに代る授業時間内の試験、追試験、再試験ならびに作品、レポートその他が含まれる。

① 定期試験

I. 各学期末に数日間にわたって実施するもので、試験の科目・日時・場所等は試験実施 1 週間前に掲示板ならびに Web 上に掲示する。ただし、1、3 クォーターで終了する科目については授業内で指示する。

II. 次のいずれかに該当する者は、受験資格を失うので注意すること。

(a) 欠席時数がその科目の授業時数の 3 分の 1 を超えた者。

(b) 学納金の未納者。原則として、定期試験開始前までに学納金を完納していない者には受験資格が与えられない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者はこの限りではない。

(c) 授業科目担当者から履修の承認を受けていない者。

※ (a) に該当するおそれのある者に対しては、個別連絡によって警告する。

※ 公欠席を (a) の欠席時数に算入するかどうかは、各学科によって、別に定める。

III. 定期試験の時間

※通常の授業時間と異なるので注意すること

1 限 9 時 30 分～ 10 時 30 分 4 限 14 時 10 分～ 15 時 10 分

2 限 10 時 50 分～ 11 時 50 分 5 限 15 時 30 分～ 16 時 30 分

3 限 12 時 50 分～ 13 時 50 分 6 限 16 時 50 分～ 17 時 50 分

IV. 受験の際は以下の事項に注意すること

(a) **受験の際は学生証を机の上に提示すること。**(忘れた場合は、教務部にて「仮受験票」の交付を受けること)

(b) 氏名、学籍番号を記入しない答案は無効である。

(c) 受験に際しては原則として 20 分以上の遅刻を認めない。

(d) 試験開始後 30 分以内の退室は認められない。

(e) 試験場では、前もって指示された座席表のと通りの席につくこと。

(f) 机には、学生証、筆記用具(下敷き、筆箱は不可)及び特に持込みを許可されたもの以外は置かないこと。また、机の中は空にすること。携帯電話は必ず電源を切ってバッグ等に入れ、手荷物は指示されたように置くこと。

(g) 試験中は監督者の指示に従い、不正行為又はそれと疑われるような行為のないよう特に注意すること。

(h) 不正行為をした場合、当期履修登録した科目すべてを「不可」とし、以後の受験を停止する。

試験中の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

○代理受験及び他人の学生証の持ち込みにより身分を偽って受験すること。

○持ち込みの許可のないテキスト、ノート、参考書、辞書等を持ち込み、利用すること。

○テキスト、ノート、参考書、辞書等の持ち込みが許可されている場合でも、試験中にそれらを**他人に使用させたりすること。**

○紙片、筆記用具、机等に予め書き込んだものを利用し、又はこれを利用させること。

○他人の答案を写し、又は他人に答案を見せたりすること。

○他の受験生との談話、もしくは信号、符号又は**通信**等を利用して、試験に関する情報を交換すること。

○その他、監督者が不正行為と判断した行為。

② 追試験

本人の病気、天災、交通事故、就職試験、忌引その他やむを得ない事由により、定期試験を受けられなかった者に対して行う試験を「追試験」という。

I. 追試験希望者は、追試験願(病気の場合は医師の診断書、その他は適切な証明書を添付)を試験欠席の翌日から 4 日以内(土日祝除く)に教務部へ提出すること。

- II. 追試験は、別に示す日時・場所において実施する。受験についての注意事項は定期試験の場合に準ずる。
- III. 追試験がレポート等の場合は、指定された日時に遅れないよう提出しなければならない。
- IV. 追試験の手続きをしないまま、受験したりレポートを提出しても単位は認定されないの、必ず手続きをすること。

③ 再試験

定期試験の結果、不可と認定された者が再び受ける試験を「再試験」という。

- I. 定期試験の結果、成績不良で再試験を指示された者は、願い出により1回に限り再試験を受験できる。
- II. 再試験希望者は、再試験願を定められた期日までに教務部へ提出すること。
- III. 再試験は、別に示す日時・場所において実施する。受験についての注意事項は、定期試験の場合に準ずる。
- IV. 再試験がレポート等の場合は、指定された日時に遅れないよう提出しなければならない。
- V. 再試験を放棄した場合は、改めて再試験を行わないので注意すること。

(6) 履修の認定及び成績評価

授業科目の履修の認定及び成績評価は、成績通知書によって学生に配付される。これが、卒業資格の基本データになるので、内容を必ず確認すること。

授業科目の単位認定は、原則、教育課程の単位配当の欄に記載してある学期中に行う。

本学における単位修得は、試験、レポート、授業の取組み・態度等、その科目担当者のシラバスに記載された評価方法により評価される。学業成績の評価は、秀・優・良・可・不可・放棄で表示され、秀（100～90点）・優（89～80点）・良（79～70点）・可（69～60点）を合格とし、不可（59点以下）ならびに放棄を不合格とする。また、定期試験を受けず、かつ追試験願を提出しなかった場合は放棄となる。不合格となった科目については単位が認定されないの、必要ならば「再履修願」（教務部で交付）によって再履修を願い出なければならない。

再試験の成績評価は「可」または「不可」となる。

作品、レポートの未提出等で指示を受けた者は、授業科目担当者の指示に従って早く認定されるよう努力しなければならない。なお、「成績評価の方法」については、Webシラバスで確認すること。

(7) 他学科の科目履修

授業科目担当者の許可を得て、在籍する学科の科目以外に、他学科の開講科目を履修することができる。

ただし、履修修得した単位のうち、在籍する学科の卒業要件単位として認定される上限は8単位である。他学科の授業科目を履修しようとするときは、所定の「履修願」により、科目担当者の承認を得て、履修しなければならない。

(8) 大学コンソーシアム石川の「シティカレッジ」単位互換制度

本学は、石川県内の他大学・短期大学及び放送大学等との間で実施される「いしかわシティカレッジ」事業に参加しているので、希望者は本事業が提供している科目を履修することができる。希望者は、「シティカレッジ出願票」に必要事項を記入し、教務部に提出すること。

この事業で履修、修得した科目のうち、本学が認めた科目は、卒業要件単位として認定される。その単位数の限度は、別に定める。

※本事業に関する情報や卒業要件単位数に認定できる科目ならびに単位数の限度等は開講日までに掲示で知らせる。

(9) 海外研修

本学は、見聞を広め、国際化へのニーズに対応するため、海外研修を推奨している。参加した研修内容によって、単位が与えられる。